

(別紙)

諮問番号：令和7年諮問第12号

答申番号：令和8年答申第2号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件審査請求は、○児童相談所長（以下「処分庁」という。）が行った児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の措置（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和6年2月21日、児童相談所に対し、本件児童（以下「本児」という。）の父（以下「審査請求人」という。）からの性被害があったとの本児の発言の開示を受けた関係機関からの送致があった。
- 2 令和6年2月26日、処分庁は、本児への面接において本児が審査請求人からの性被害を開示したため、法第33条の規定に基づき、同日、本児の一時保護を決定した。
- 3 その後、審査請求人及び本児の母（以下「審査請求人ら」という。）が来所し、審査請求人による性的虐待を否定した。
- 4 令和6年3月6日、本児に対する司法面接が行われ、本児は審査請求人から性的虐待があったことなどを述べた。
- 5 令和6年4月2日、処分庁は、本児の母が来所した際に、一時保護の延長が必要であると判断したことを伝えたが、審査請求人の行動はスキンシップであり、性的なものではなかったとの主張が繰り返され、不同意の意向を示されたため、一時保護の延長の申立てを京都家庭裁判所に行う旨を説明した。
- 6 令和6年4月24日、処分庁は、京都家庭裁判所に対し、一時保護延長の申立てを行ったところ、同年5月13日に、申立てを認容する審判があり、同月31日に審判が確定した。
- 7 令和6年6月7日、審査請求人らは、処分庁に対し、審査請求人による本児への性的虐待を改めて否定した。同日、処分庁は、本児の発言が事実と考え、本児を帰宅させることは難しく、たとえ本児が帰りたいと希望しても、家の安全を確認できない以上、本児を施設入所させるために、京都家庭裁判所に申立てを考えている旨を審査請求人らに伝えた。
- 8 令和6年6月12日、処分庁は、審査請求人らに対し、京都家庭裁判所に児童施設入

所の申立てをし、本児の施設入所の必要性の判断を委ねる旨を伝えた。

- 9 令和6年7月30日、処分庁は、法第28条第1項第1号の承認の申立てを京都家庭裁判所に行い、令和7年2月20日に審判の確定を受け、本件処分を行った。
- 10 令和7年4月21日、審査請求人は、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 法第28条についての説明が申立て前に処分庁から全く無かった。親の許可なく本児を施設入所させることは納得できない。
- (2) 約1年間本児と会えておらず、処分庁は本児の居場所について親に教える義務があるが、教えてくれない。本児は施設でなく親元に帰りたいと思っているに違いないが、児童相談所職員は本児の親でないから、本児の本心を理解できない。
- (3) 処分庁の担当者とはなかなか連絡が取れず、報連相ができていない。そのような職員の元では、子供はまともに育たない。
- (4) 令和6年2月26日、処分庁は、本児を親の許可なく学校から連れて行き一時保護したが、それは誘拐であり、親の人権を無視している。日本以外の国では犯罪になる。
- (5) 今の児童相談所は親子の絆を壊しており、日本国民から反感が出ている。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、概ね次のとおりであり、審査請求人の主張に根拠はなく、また、本件処分は、適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

- (1) 法第28条第1項に基づく京都家庭裁判所への申立てについて、令和6年6月7日及び同月12日の審査請求人らとの面接内で処分庁から説明した上で申立てを行い、京都家庭裁判所の審判に基づいた本件処分を行った。
- (2) 処分庁が、本児の居所を審査請求人らに伝えていないことについては、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第12条第3項に基づいて、居所を伝えることにより本児の安全が保障できなくなるおそれがあるためであり、伝えられない理由についても審査請求人に処分庁から説明している。
- (3) 法、児童虐待の防止等に関する法律に基づいた適法な事務執行である。

第5 法令の規定について

- (1) 法第28条第1項は「保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するとき、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。」と規定しており、同項において、保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、法第27条第1項第3号の措置を採ること（同項第1号）ができる旨が定められている。

- (2) 法第27条第1項は「都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」と規定しており、同項第3号において、児童を児童養護施設等に入所させること等を規定している。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律第12条は、面会等の制限等について定めており、同条第3項で、「児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。」と規定している。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本児から開示があり、審査請求人からの児童虐待が疑われる中で、処分庁は、審査請求人らに本児を監護させることが、本児の児童の福祉を害すると判断し、法第28条第1項に基づき家庭裁判所に申立てをしたところ、申立てを認容する審判が確定したことから、本件処分に手続上の違法があるとは言えない。

イ 本児の居所を審査請求人らに伝えていないことは、児童虐待の防止等に関する法律第12条第3項に基づき行っていることから、違法性は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和7年11月25日 審査庁が審査会に諮問

令和7年12月11日 第1回調査審議（第1部会）

令和8年1月8日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和8年1月9日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点及び争点の検討

本件処分は、法第28条第1項に基づく家庭裁判所の審判が確定した後に行われたものである。また、この審判を受けて処分庁が法第27条第1項第3号の措置を行ったことに手続的な瑕疵もない。よって、本件処分に違法性はない。

2 判断

以上から、処分庁の判断について、違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳